

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	徳山 明成
【住所又は本店所在地】	Singapore
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年7月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	クリアル株式会社
証券コード	2998
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	徳山 明成
住所又は本店所在地	Singapore
事務上の連絡先及び担当者名	クリアル株式会社 管理本部 藤間 瞳
電話番号	03-6264-2561

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.11
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年6月23日
訂正箇所	2025年6月27日に提出いたしました変更報告書No.11について、提出義務が発生していなかったため、取り下げいたします。